

令和5年度2025年日本国際博覧会「日本政府館」展示実施設計・運営実施計画等業務委託に係る業務計画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、日本政府が2025年日本国際博覧会に出展するに際し、令和3年（2021年）4月に策定された「日本政府出展事業基本構想」、令和4年（2022年）3月に策定された「日本政府出展事業基本計画」及び令和4年度大阪・関西万博日本館政府出展事業における検討結果に基づき、円滑かつ充実した出展を実現できるよう、日本館の展示・行催事・広報・運営（飲食スペース含む）等の各種出展準備業務を実施する予定です。

本業務は、この業務を行うために必要な日本館総合プロデューサー（※）が、事業の総合監修を行うことを前提とし、日本館総合プロデューサーの構想の実現を図るためのサポート体制を構築しながら、展示実施設計・企画業務、展示実施制作等業務、パビリオン運営実施計画業務、展示・運営委調整業務を行うものです。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、多岐にわたる分野での円滑な調整と実施が必要であることから、業務計画提案公募により受託事業者を募集します。

（※）経済産業省が本事業とは別に配置する、2025年日本国際博覧会日本館の出展準備に関する実務的な助言、提言、総合監修等を実施する者。

なお、本事業は、令和4年度第2次補正予算に係る経済産業省からの委託事業の一部として実施する予定であり、経済産業省と協会との契約締結が前提となるものです。

1 業務名

令和5年度2025年日本国際博覧会「日本政府館」展示実施設計・運営実施計画等業務

(1) 業務概要

「仕様書」のとおり。

※「令和4年度までの実施事項」は、先行成果物開示請求書 兼 守秘義務誓約書（様式1）を提出した者に限り開示する。

(2) 委託上限額

1,534,038千円（消費税及び地方消費税を含む）

（※ 契約締結日～令和6年3月29日までの上限金額）

2 スケジュール

令和5年3月3日（金）	公募開始
令和5年3月10日（金）	質問締切
令和5年3月15日（水）まで	質問回答
令和5年3月24日（金）	提案書類提出締切
令和5年3月下旬	選定委員会・審査結果の公表

令和5年4月上旬 契約締結（経済産業省と協会との契約締結後）
令和6年3月29日（金） 令和5年度業務終了
令和6年度及び令和7年度は、前年度の進捗に応じて、業務内容を協議し、経済産業省からの事業受託状況に応じて、契約金額を決定することとする。

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば良い。）

（1）次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（2）主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（3）消費税及び地方消費税を完納していること。

（4）経済産業省または大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（5）次に掲げるいずれかの業務を履行した実績があること。

ア 博覧会国際事務局（BIE）または国際園芸家協会（AIPH）の承認のもと開催される国際博覧会に係るパビリオン展示・運営やイベントの計画、若しくは実施業務

イ 敷地面積30ha以上のテーマパークのアトラクションやイベントの計画、若しくは実施業務

ウ 敷地面積50ha以上の地方博覧会のパビリオン展示・運営やイベントの計画、若しくは実施業務

（6）応募前に協会に先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書（様式1）を提出していること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書（様式1）を提出すること。これらの書類を提出した者に限り、「令和4年度までの実施事項」を開示する。詳しい応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

（1）公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年3月3日（金）から令和5年3月24日（金）17時まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

※「令和4年度までの実施事項」は、先行成果物開示請求書 兼 守秘義務誓約書（様式1）

提出後に電子メールで配布。

ウ 受付期間

令和5年3月3日（金）から令和5年3月24日（金）17時まで

エ 受付場所

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 経営企画室（担当：古田）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

オ 提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること（持参による提出は不可・3月24日（金）までの消印があるものを有効とする。必着）。併せて必ず受付期間中（締切日24日は17時まで）に電子メール（bosyuu-jp@expo2025.or.jp）で応募書類のデータを送信すること。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

（2）下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【「令和4年度までの実施事項」開示に必要な書類】

先行成果物開示請求書 兼 守秘義務誓約書（様式1）

※上記を提出した者に限り、「令和4年度までの実施事項」を開示する。

【応募時に必要な書類】なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

ア 応募申込書（様式2：原本1部）

イ 提案書

- ① 業務計画提案書（作成にあたっては仕様書「3 提案書の作成について」を参照：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ② 工程表（作成にあたっては仕様書を参照：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ③ 応募金額提案書（様式3：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ④ 積算内訳表（様式4：原本部1部、副本10部、副本の電子媒体）

ウ 事業実績申告書（様式5：原本1部、副本10部）

※公募参加資格（5）の履行実績を記載すること。

エ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式6：原本1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式7：副本1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式8：原本1部）

カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式9：原本1部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）

ク ①法人登記簿謄本（1部）

- ・ 法人の場合に提出すること。
- ・ 発行日から3ヶ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）

- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

サ 使用印鑑届（様式10：原本1部）

シ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式11：原本1部）

ス 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式12：原本1部）

※ なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の17時までに提出をすること。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）に格納したPDFファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025年日本国際博覧会「日本政府館」展示実施設計・運営実施計画等業務」

提案書 株式会社〇〇（法人名）

- エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年3月10日（金）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（bosyuu-jp@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】令和5年度2025年日本国際博覧会「日本政府館」展示実施設計・運営実施計画等業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式13）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

※質問への回答は、メール送信により行う。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、応募金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ 審査は、書類審査にて行う。なお、場合によってはプレゼンテーションを求めることがある。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。
- エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容（評価のポイント）	配点
1 業務遂行能力	業務の特性および業務推進ポイントの理解ができているか。 事業を成功させるための提案ができているか。	20点
2 業務推進方法	各業務に対する統括管理及び総合調整業務の推進方針が明確か	20点
3 担当者実務実績	業務に必要な実績と能力を有する担当者が配置されているか	20点
4 業務工程	正確で合理的な業務工程となっているか	10点
5 業務実施体制	責任者と各担当者の役割分担が具体的に示され、正確で円滑な業務推進が可能な体制となっているか。 また、本業務を確實に履行できると見込まれるか。	20点

6 價格点	○価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【令和5年度2025年日本国際博覧会「日本政府館」展示実施設計・運営実施計画等業務の業務計画提案公募について】において公表する。（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点※得点順（応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Lightサービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、年度ごとに成果物の納品が完了次第、協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、契約書で定める金額を支払うこととする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書を提出すること。（様式11：原本1部）
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9. 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

10 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守すること。